**2015.** No1501



発行/松戸市 ´街づくり部 交通政策課 〒271-8588 松戸市根本387-5

**☎**047-366-7439 **☎**047-704-4590 mckoutsu@city.matsudo.chiba.jp URL http://www.city.matsudo.chiba.jp/



## 平成27年度

申し込み期間

問 交通政策課

数·7439

冰に「結果通知書」と「定期

使用カード」を郵送します。

4日水に待機順位を記載した

抽選に漏れた人には、3月

輪 場 使 用 料(税込み)

屋根なし

1,020円

720円

1,740円

最寄りの駅からの距離 が200メートル以内の

屋根あり

1,540円

1,020円

「結果通知ハガキ」を郵送し

策課で公開抽選を行います。

利用決定者には、3月11日

ついては、2月20日金に交通政 数を超えた場合や駐車位置に

最寄りの駅からの距離

が200メートルを超え

屋根なし

820円

510円

1,440円

る駐輪場

屋根あり

1,230円

820円

1,850円

◆結果通知書

申請者数がその駐輪場の定

利用
の
待機
している
人も
忘れず
に
申請 1月20日0~2月9日月

### 当 初

で定期的に利用する人は、駐

有料駐輪場を通勤・通学等

**粣場管理棟で配布の「定期使** 

◆申し込みできる人 申し込み要領

の上、お申し込みください。 用申請書」へ必要事項を記入

なお、現在定期利用してい

自転車を所有している人 所有している人 ○防犯登録を受けた自転車を ※市外在住の人も申し込みで ○排気量50℃以下の原動機付

月末日で利用(待機)期間が る人・待機している人も、3

満了となるため新たに申し込

みが必要になります。

きます。

### りです。 駐輪場使用料

定期使用料は、

なお、定期使用券売機の稼働

時間は7時~19時30分の間で

用シールを購入してください。

指定駐輪場 (2・3面の★印)

3月17日火~31日火の間に

◆使用料の納付

の定期使用券売機で、定期使

定期使用(月額)

分

24時間利用できます。

の間です。それ以外の時間は ◆管理時間 有人管理は7時~19時30分

◆申請書の配布 各駐輪場管理棟で配布しま

無人管理となります。

書を指定駐輪場(2・3面の ★印) 管理棟の申請書回収ボッ ♥申し込み方法 必要事項を記入の上、申請

自転車は駐輪場に止めましょう(北小金駅南口第1駐輪場)

588松戸市役所 〔消印有効〕 までに、〒71-8 郵送の場合は、2月9日月 交通政策

込み可能なので、詳細は市の ホームページをご覧ください。 また、電子申請からも申し

待機者には、待機順位を記

7時~19時30分の間。なお、

◆駐輪場の所在地

※詳細は交通政策課または各 をご覧ください。 だくか、市のホームページ 2・3面に掲載しています。 駐輪場にお問い合わせいた

下表のとお

▼駐輪場利用時間 一部の地下式駐輪場を除き、

※納付期間内にシールを購入 用の資格が消失します。 できない場合は、駐輪場使

随時申請を受け付けます。 (2・3面の★印) 管理棟で 3月15日田から指定駐輪場

希望する駐輪場の空きの有

の当月末までに定期使用シー 容に沿って手続き後、通知日 書を郵送しますので、その内 利用決定者には、結果通知

書が送付されます。 駐輪場に空きがある場合

け、約10~44日後に結果通知 無を問わず、先着順に受け付

クスへ投函してください。

ルを購入してください。 駐輪場に空きがない場合

> 使用 つい

> > 限りで利用できます。延長し

一時使用は、1日1回当日

て駐輪する場合は、利用して

いる駐輪場管理棟へご連絡く

ださい。 使用駐輪場が決まっていない けた駐輪場もあります。定期 転車を使用する人はご利用く 人や買い物・お出 時使用コー 日掛け時に自 ナー」を設

保管所へ移送し、返還の際に

ださい。連絡が無い場合は、

移送保管料をお支払いいただ

きます。

また、取り扱い駐輪場の一

輪場にお問い合わせいただく 詳細は交通政策課または各駐 ◆一時使用取り扱い駐輪場 2・3面に掲載 しています。

か、市のホームペ ◆一時使用取り切 ください。 扱い時間 ージをご覧

駐輪できるものではありませ

んので、あらかじめご了承く

利用をお断りします。回数券 用できますが、満車の場合は 時使用台数に空きがあれば利

を利用する場合も、優先的に

載した結果通知書を郵送しま

機するか、再度、空きのある駐 すので、空きが生じるまで待 輪場に申し込んでください。

することができます。 ◆注意事項

時使用取り扱い時間外に使用 事前に回数券を購入すれば一

自

自転車

区

### 高校生以下 原動機付自転車 2,260円

般

車

2 —	時使用( ]	日1回	当日限り)			
自	転	車	100	O円	2日以上連 する場合は	
原動	機付自	転車	150	O円	場へ連絡し	

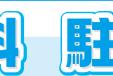
### 一時使用(回数券) 3 転

原動機付自転車

*	払い戻しはできません
100円券 11枚つづ	り 1,000円
150円券 11枚つづ	り 1,500円

●広報まつど 2015年(平成27年)1月20日 ●広報まつど 2015年(平成27年)1月20日





2

常盤平駅 北口第1

北口第2

北口第3★ 870













### 指定駐輪場(定期使用券売機設置)は、駐輪場名欄に★印が付いています 放置禁止区域









南口高架下 北口第1

北口第3

北口高架下

北口参道第1

7

9

北口第2★



▲北松戸駅

上本郷駅

●市役所

松戸駅



222

185

第 3



816

420

310

80

120

100

92





430

840

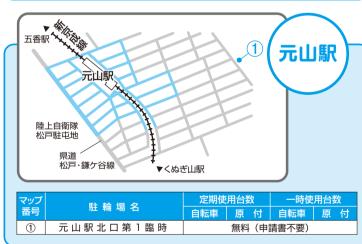
190

無料(申請書不要)

13







東口第3★

東口第4

西口第2





	3	2 無 常磐線 4		表行 「動物の影響」		馬橋	新駅
F		·駅///// ▼/////	1	Bitte			
マップ	Ft.	- 44	1	定期使		一時使	用台数
マップ番号	駐	輪場名	1			一時使 自転車	用台数原付
マップ 番号 ①	駐馬橋駅	- 44		定期使	用台数		
番号		輪場名		定期使自転車	用台数 原 付	自転車	原付
番号 ①		輪場名東口高	架下★□★	定期使 自転車 600	用台数 原 付 115	自転車 98	原 付 25

西口高架上 無料(申請書不要)

北松戸駅 東口第1

定期使用台数

205

西 口★ 1,755 60 100

東口第2★ 285

自転車 原付 自転車 原 依

60



無料(申請書不要)





マップ	マップ 駐輪場名				定期使	用台数	一時使用台数					
番号			拉 粣 场 石						原 付	自転車	原	付
1	八	柱	駅	南		第	1 ★	895		120		
2				南		第	2	364				
3				北		第	1	125		8		
4				北		第	2 🛨		127	46		11
⑤				北		第	3	450	110			



新松戸駅 東 口 第 1 490 30 100 10 西 口 第 1 440 50 80 30 西 口 第 2 一時使用専用(申請書不要) 100

駐 輪 場 名

定期使用台数 一時使用台数

自転車 原付 自転車 原付

① 秋 山 駅 第 1

### 知与允成的 自転車置きざり 林均思可!

体が不自由な人が通行する際の危

放置した時間の長さに関係

また、小さな子どもや高齢者、

由な人が通行できません。

ク上に自転車があると、目の不自 なく発生します。特に点字ブロッ ば大きな障害物です。

が邪魔でなくても、増えてしまえ えることがあります。最初の1台 して次から次へと放置自転車が増

### 放 自転車って なに?

放置

乾

車

の撤去

0

&

A

て直ちに移動することができない 者が自転車から離れることによっ 置かれている自転車で、その利用 放置自転車とは、自転車

状態の自転車と条例で定められて 駐車場以外の公共の場所に

> います。 従って、

### や、通勤・通学・レジャーのため なく、買い物などで路上に置いた に長時間置いてある自転車だけで 転車も放置自転車となります。 乗り捨てられた自転車

### 「ちょっとだけ…」と1台 短時間で邪魔にならない所に ても撤去されるの?

皆さんが安全に通行するため たとえ短時間の放置であって



### 表1 白転車移送先一覧(自転車保管所)

る自転車は、条例による撤去の対

方、私有地内に放置されてい

象にはなりません。

看板や路面シールを設置し、

自

転車

が盗

まれ

たら警察

被害届

けを

自

転車

には防犯登録をしてください

放置禁止区域にはオレンジ色の

指定して、撤去活動を行っていま

禁止区域(駐輪場マップ参照)に 内17の駅周辺道路を自転車の放置

撤去作業中には放送を流し、撤去

していることをお知らせします。

自転車移送通告書」を貼付し、一定

の時間が経過した後に撤去します。

行っています。撤去の前には「放置 防止指導員を配置して呼び掛けを

ん放置されています。市では、市

場所には、自転車がたくさ

駅周辺などの人が集まる

どうやって撤去するの?

保管所	住 所	電話番号	撤去移送した駅						
大 橋	大橋181の2	<b>2</b> 392-4433	松戸駅東口・矢切駅・秋山駅						
馬橋東	中根39の1	中根39の1 ☎366-0883 松戸駅							
旭町	旭町1の105の1	<b>☎</b> 349−4664	馬橋駅・新松戸駅・幸谷駅・ 北小金駅・小金城趾駅						
河原塚 河原塚294		<b>☎</b> 392−7074	上本郷駅・松戸新田駅・ みのり台駅・八柱駅・ 常盤平駅・東松戸駅						
六高台	六高台8の163	<b>☎</b> 389-6020	五香駅・元山駅・六実駅						

※詳細は、下記の返還日時にお問い合わせください。

### 返還案内

2. 持参するもの

火・木曜日 16時~20時 1. 返 還 日 時 「祝日、年末年始を 10時~14時 し除く 土曜日

交通政策課までお問い

合わせください。

交通政策課

3 6

※詳しくは、移送告知板で確認して下さい 自転車・バイクの鍵、住所・氏名が確認できるもの 移送保管料(自転車3,000円、バイク6,000円)

3. 保 管 期 間 移送日から2カ月

### 0 チェー くくり付けてある場合は? ン錠でガ Ë レー ル

ン錠は切断して撤去します。 けて放置されている場合、チェー や道路標識などにくくり付 自転車が、ガードレール

放置自転車の撤去活動は、通行

います。

ているので、やむを得ず切断して ン錠等の弁償は一切行いません。 なお、その際に切断したチェー

# 撤去された自転車の返還方法は?

した利用者自身に、返還の時に移

毎週3回の返還日に保管所で返還 します (左表2)。 (左表1)。保管している自転車は、 転車保管所で保管しています 車は、撤去した駅ごとに各 各駅周辺で撤去した自転

約1億円)が必要となります。こ 切な税金によって賄うことはでき ません。そのため、自転車を放置 の費用の全てを市民の皆さんの大 には、多額の費用(平成25年度で また、放置自転車の撤去や保管

> は、告示にて撤去したことをお知ハガキを郵送し、それ以外のもの ているものや、防犯登録により所 ます。 送保管料を負担していただいてい らせしています。 有者が判明したものは返還通知の 自転車に住所・氏名が記載され 撤去した自転車は、撤去した日

から2カ月間保管します。

# などに

# の障害や危険をなくすために行っ

### 日曜日も撤去を行っています

土・日曜日の駅前は、たくさんの人で混雑しています。そ こに放置自転車があると、美観を損ねるだけでなく、通行の 妨げになり大変危険です。 そのため、市では土・日曜日も撤去活動を行っています。



### 協力の程よろしくお願いいたします。 力をお願いすることがあります。 工事の内容によっては、利用制限や代替駐車場への移動などご協 利用者の皆様にはご不便をお掛けする事となりますがご理解・ご

した自転車駐車場の補修工事を順次行っていく予定です。

松戸市では皆様に安心して施設をご利用いただけるよう、

老朽化

用の皆様へ》

《駐輪場を経営してみませんか》

ています。駐輪場の経営・補助制度についてのご質問、ご相談等は に努めていますが、十分に確保できていないのが実情です。 市では、放置自転車を防止するため、駅周辺で駐輪場用地の確保 駅周辺に土地をお持ちで、駐輪場を経営していただける人を求め

駅までの距離が徒歩 にご協力をお願い 駅によっては、駐 します。 **少圏内にお住まいの方は、徒歩での移動** 「輪場が不足しているところがあります。

※お願い